

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
平成 20 年 4 月に社会保険事務所(当時)において、被保険者記録の照会を行ったところ、未納とされている期間があることが分かった。社会保険事務所から渡された納付書に従って昭和 50 年 12 月に特例納付した。未納とされている期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 12 月に社会保険事務所から渡された納付書によって特例納付したと主張しているところ、申立人が所持している領収書によると、46 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料を同年 9 月 30 日に特例納付及び過年度納付し、39 年 12 月から 46 年 3 月までの保険料を 50 年 12 月 24 日に特例納付したことが確認でき、当時未納であった期間が社会保険事務所において正しく把握されていたことが確認できる。

また、申立人が所持している「自昭和 39 年 12 月から至 46 年 3 月」と記載された領収書には、本来 6 年 4 か月であるべき納付月数を 5 年 4 か月と誤って算出した保険料額に相当するものであるが、当該領収書は、申立人の特例納付の納付申出に基づいて社会保険事務所が真正に作成したものと認められることから、特例納付した当時、申立人は申立期間を含む未納保険料を全て納付する意思を有していたことは明らかであり、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年3月まで
私の国民年金について、ねんきん特別便で確認すると、昭和60年11月から61年3月までの期間が未納となっている。
国民年金の加入手続や保険料の納付は、母が行ってくれたので詳細は不明だが、母から「20歳になったら国民年金に加入しなければならず、私が手続をして保険料を納付してきたよ。」と言われたことを覚えている。
申立期間が未納とされているのは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年1月31日に職権適用で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、その時点で申立期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人の母親は、「市役所から国民年金に関する案内が送られてきた。その中に保険料の納付書もあったと思う。」と述べているところ、A市によると、「申立期間当時、職権で国民年金手帳記号番号を払い出した場合、被保険者には現年度納付書を送付していた。」と回答していることから、申立人の母親の主張と符合する。

さらに、申立期間は5か月と短期間である上、国民年金保険料の納付を行っていた申立人の母親は、保険料の前納を行うなど納付意識の高さがうかがえること、及び申立人の弟も20歳になった時点で国民年金に任意加入し、厚生年金保険へ加入するまでの期間の保険料を全て納付していることから、申立人の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 1008

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から43年1月まで

私は、申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていたため、申立期間の納付が確認できる国民年金手帳及び国民年金保険料領収証を社会保険事務所（当時）に提出したが、社会保険事務所から、申立期間は、国民年金の未加入対象期間に任意加入していないため、制度上、保険料を納付できないことから、申立期間の保険料を還付するとの通知を受け、記録の訂正を認めてもらえなかった。申立期間の納付が確認できる国民年金手帳及び国民年金保険料領収証があるにもかかわらず、40年以上もたった現在、過誤で還付するということには納得ができないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳及び国民年金保険料領収証により、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和43年4月30日に納付していることが確認できる。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間である上、申立期間後の期間は、申立人が国民年金の任意加入被保険者であったことから、制度上、遡って国民年金に加入し、国民年金保険料を納付できないため、納付の事実を確認した時点で速やかに還付の手続を行うべきところ、還付の事実は認められず、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。これらの事情を踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、任意加入となる要件を欠き資格喪失をしているため被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年10月16日、資格喪失日に係る記録を51年8月16日とし、申立期間に係る標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月16日から51年8月16日まで
昭和46年3月26日から平成12年3月15日までの期間、C社に在籍していた。関連会社であるA社B事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された申立人に係る人事関係書類及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はC社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和50年10月16日にA社から同社B事業所へ異動し、51年8月16日に同社B事業所からC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD健康保険組合の被保険者台帳の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年10月から51年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和41年7月21日から同年8月1日まで

申立期間①については、A社に昭和39年5月31日まで勤務していたのは間違いないので、同社における厚生年金保険の記録を同年6月1日喪失に訂正してほしい。

申立期間②については、親会社のC社からその子会社であるD社に出向し継続して勤務していたが、厚生年金保険に未加入となっているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の人事原簿により申立人の同社退職日が昭和39年5月31日であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和38年1月から39年12月の期間において被保険者資格を喪失している31人については、申立人のほかには資格喪失日が月末日の者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は人事原簿の退職日の翌日である昭和39年6月1日であり、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る事業主による厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料は人事原簿以外には見当たらないため不明としているが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和39年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、「親会社のC社からその子会社であるD社に出向した者は、自分を含め5人であった。」と供述しているとともに自分を除く出向者4人の氏名を記憶しているところ、申立人の上司は、「C社からその子会社であるD社に出向した5人は、継続して勤務しており、昭和41年7月分の給与については、C社から支給されたと思う。」と証言している。

また、申立人を除く出向者4人のうち1人が昭和41年7月分及び同年8月分の給与明細書を保管しており、当該給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてC社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和41年6月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る事業主による厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

奈良厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日から同年7月1日まで

平成18年6月30日に、A社を退職したが、同日が厚生年金保険の資格喪失日となっている。退職日の翌月給与から厚生年金保険料が控除されており、事業主も届出の誤りを認めているので、資格喪失日を同年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年7月分の給与支給明細書、A社から提出された賃金台帳及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が同社に同年6月30日まで勤務し、同年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述の給与支給明細書及び賃金台帳の保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は平成18年6月30日となっており、事業主は申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和30年10月27日に、資格喪失日に係る記録を同年12月15日とし、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①及び②については、明らかでないと認められ、申立期間③については、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月1日から同年7月30日まで
 ② 昭和28年4月1日から同年7月1日まで
 ③ 昭和30年10月27日から同年12月15日まで

申立期間①についてはA社C支店に、申立期間②については同社D支店に、申立期間③については同社C支店にそれぞれ勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入期間が空白になっている。同社には、昭和25年7月から55年12月まで継続して勤務していたので厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管していた職員記録から、申立人が継続してA社に勤務（同社E支店から同社C支店へ異動、同社F支店から同社D支店へ異動、同社D支店から同社C支店へ異動後すぐに同社E支店へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、異動日については、上述の職員記録から、申立人は、申立期間①にA社C支店に、申立期間②に同社D支店に、申立期間③に同社C支店に勤務していたことが認められることから、申立期間①における資格取得日を昭和26年6月1日に、申立期間②における資格取得日を28年4月1日に、申立期間③における資格取得日を30年10月27日に、資格喪失日を同年12月15日にすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年7月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社D支店における28年7月の社会保険事務所の記録から8,000円、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の同社E支店における30年12月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の被保険者資格取得届及び喪失届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録しなかったとは考え難いことから、事業主が申立人の被保険者資格取得届及び喪失届を提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 7 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における標準賞与額に係る記録を 50 万 3,000 円に訂正することが必要である。

申立人は、平成 18 年 12 月 21 日及び 19 年 8 月 3 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人 B 社における標準賞与額に係る記録を 18 年 12 月 21 日は 55 万 3,000 円、19 年 8 月 3 日は 51 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 28 日
② 平成 18 年 12 月 21 日
③ 平成 19 年 8 月 3 日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持している申立期間に係る賞与支払明細書及び預金通帳の写し並びに A 社が保管している賃金台帳により、申立人は平成 18 年 7 月 28 日に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、上述の賞与支払明細書及び賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から 50 万 3,000 円に訂正することが妥当である。

申立期間②及び③について、申立人が所持している申立期間に係る賞与支払明細書及び預金通帳の写し並びに B 社が保管している賃金台帳により、申

立人は平成 18 年 12 月 21 日及び 19 年 8 月 3 日に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、上述の賞与支払明細書及び賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から申立期間②は 55 万 3,000 円、申立期間③は 51 万 6,000 円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、それぞれの事業主は申立人に係る賞与支払届の事務処理を忘失していたとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年7月まで

妻が国民年金の加入手続をした際に、私の未納分があると言われ、何か月分かの振込用紙をもらった。一度に払うのは大変なので毎月の引落としとは別に銀行窓口で払いに行っていた。領収書の控えは紛失してしまったが、申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年8月14日に夫婦連番で払い出されており、同年5月31日に国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、納付手続をしたとする申立人の妻は「毎月の引落としとは別に銀行窓口で払いに行っていた。」と述べているところ、平成4年5月の保険料を同年12月に、同年6月の保険料を5年2月に、4年7月の保険料を5年3月にそれぞれ納付していることが確認できるものの、申立期間に係る国民年金保険料の納付については確認できない。

さらに、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 49 年 12 月まで

私は、複数回、国民年金の加入及び保険料の納付を促す用紙が送付されてきたため、昭和 49 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行い、それまでの約 4 年間の未納分及び 49 年の 1 年間分の保険料を一括納付したにもかかわらず、申立期間について未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数回、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付を促す用紙が送付されてきたため、昭和 49 年 5 月頃に国民年金に加入し、約 5 年間分の保険料を一括納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 6 月に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認される。

また、申立人は約 5 年間分の保険料として約 9 万円を一括納付したと主張しているが、申立人が保険料を一括納付したとする昭和 49 年 5 月頃は、第 2 回特例納付制度が実施されており、当該保険料を一括納付することは可能であったものの、上述のとおり、当該時期に申立人が国民年金に加入していたことが確認できない上、当該時期に申立期間の保険料について一括納付した場合の保険料の合計額は 3 万 6,000 円となり、申立人の主張する金額と大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から57年3月まで

昭和51年*月に結婚してから、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。納付できない時期もあったが、夫が夫婦二人分の保険料を納付していることから、夫と私の保険料の納付状況は同じになるはずである。

しかし、申立期間については、夫は納付済と記録されている一方で、私の記録は未納と記録されているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後は申立期間を含め夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、オンライン記録等によると、申立人及びその夫の保険料の納付状況は、申立期間より後の昭和57年4月以降の期間の納付日はおおむね一致していることが確認できるものの、申立期間のうち51年12月から52年3月までの期間については、夫は、婚姻前の51年4月に納付していることが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、昭和51年11月24日付けで婚姻前の住所地からA市に住所変更手続きが行われており、当該手続きの処理年月日は53年7月10日であることが確認できることから、申立人は、当該手続きの処理年月である同年7月まではA市において国民年金保険料を夫と共に現年度納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、昭和56年度の摘要欄に「催告57.10」の記載があることから、56年度の保険料が未納であったため57年10月に催告が行われたことが確認できる一方で、夫の当該台帳によると、夫については、56年4月25日に同年度の保険

料を一括前納していることが確認できることから、同年度における保険料の納付状況についても夫婦一緒に納付していなかった状況がうかがえる。

加えて、申立期間は64か月と長期間である上、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から同年 12 月まで

申立期間については、結婚前であり、亡くなった父親が、年金は将来のために必要だから払っておくべきだと話していたことや、父親と一緒に市役所で国民年金の加入手続を行い、父親が保険料を納付してくれたことを記憶していることから、確かに納付しているはずなので、記録の訂正をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前に亡くなった父親が加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、婚姻日である昭和 51 年 11 月*日より前の期間に払い出された形跡が見当たらず、婚姻後の 52 年 2 月 4 日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する年金手帳によると、そのいずれにも、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日（資格取得年月日）は、52 年 1 月 11 日と記録されていることが確認でき、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえないことから、申立期間は国民年金の未加入期間と考えられ、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする父親は、既に亡くなっており、申立期間当時の状況について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 21 日から 51 年 1 月 13 日まで
昭和 48 年 2 月に社長の誘いで A 社に入社したが、厚生年金保険の記録が 51 年 1 月からとなっているのは納得できない。
また、社会保険事務所（当時）において、B 社の記録が私のものだと判断され統合されたが、私はそのような会社には勤務していないし、申立期間は、間違いなく A 社に勤務し、C 事務所の立ち上げに関わっていた。
きちんと調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社へ入社する経緯、申立期間における業務内容等の具体的な記憶及び申立人が申立期間において同じ事務所に勤務したとする複数の同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、昭和 51 年 1 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の同僚及び申立期間当時に A 社の D 事務所に勤務していたとされる同僚の大部分は、申立期間において同社の関連会社である E 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、同社の事業所別被保険者名簿を確認するものの、当該期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見られない。

さらに、A 社には、当時の人事記録等は残されておらず、当時の事業主及び事務担当者も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況について確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立期間の一部に重複する形で、昭和47年10月1日から49年11月16日までのB社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人が申立期間において厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から同年7月31日まで

私の厚生年金保険に係る記録を見ると、昭和23年1月1日に被保険者資格を喪失していることになっているが、A地震があった同年*月*日の時点でもB社で勤務していた。同年7月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年*月*日に地震が発生した際のB社での勤務状況を具体的に記憶しているものの、同僚等から申立人の勤務期間について証言を得ることはできず、申立人の退職日を確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和23年5月13日に、申立人に対し、21年10月1日から23年1月1日までのB社に係る被保険者期間について脱退手当金が支給されていることが確認できるところ、支給された時点において、被保険者であった場合、脱退手当金は支給されないことから、申立人が申立期間に、同社において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、B社で昭和23年1月以降に厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 12 月 1 日まで
② 昭和 41 年 12 月 28 日から 42 年 2 月頃まで

私は、A社に正社員として1年間以上勤務した。しかしながら、同社における厚生年金保険の被保険者期間が1か月となっているのは明らかにおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間①の前の勤務先の同僚の紹介によりA社に入社した経緯を具体的に記憶していることから、申立人が同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 41 年 12 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、昭和 40 年 1 月に入社したとする同僚は、「A社の事業主は節約家であったため、入社当初は厚生年金保険に加入できず、申立期間においては、同社では厚生年金保険の適用は無く、保険料の控除も無かった。」旨を証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた同僚を含む二人は、申立期間①において国民年金保険料を納付している記録が確認できる。

申立期間②について、申立人は、A社の退社時期についての記憶が曖昧である上、同社で昭和 42 年 3 月 2 日に資格を喪失している同僚よりも前に同社を退社していると主張していることから、当該期間における勤務実態がうかがえない。

また、申立期間②においてA社に勤務していた複数の同僚に照会したもの

の、申立人に係る保険料控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 3 日から同年 4 月 1 日まで
高校を卒業した昭和 32 年 3 月から勤め始めたにもかかわらず、A社における厚生年金保険の資格取得日は同年 4 月 1 日となっている。確認して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立期間において申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人と同様に昭和 32 年に高校を卒業し、当該事業所に入社した複数の同僚は、「3月から勤め始めたが正式な入社は4月1日だった。」と証言しており、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日も同年4月1日であることが確認できる。

また、当該事業所は、昭和 38 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の連絡先は不明であり、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 12 年 3 月 11 日まで

A社に勤務していた期間のうち 60 歳以降の 5 年間について、厚生年金保険の標準報酬月額が支給されていた給与よりも低く記録されている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

事業所が保管する申立人に係る賃金台帳により、申立人は申立期間の一部について、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは認められる。

しかし、上記賃金台帳の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額の記録と全て一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月頃から 35 年 2 月頃まで
昭和 31 年 11 月から 35 年 2 月までの期間、A 事業所に勤務していた。この期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所の事業主の氏名、勤務していた工場の所在地及び工場の二階に住込みで勤務していた際に工場が火災により全焼したことなど具体的な記憶を有している。

しかしながら、申立人は当該事業所における同僚を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、事業主は既に死亡しており、申立てに係る状況を確認できない。

さらに、事業主の妻は、「当所は個人事業所であった。常用の従業員は少数であったため厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 996 (事案 41 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月頃から 53 年 10 月頃まで
前回の申立ては認められなかったが、A 社 (子会社の B 社を含む) に勤務していた際、給与から厚生年金保険料は控除されていたはずだ。妻の証言書を提出するので、再調査を願う。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は B 社に所属していたとする証言が有り、申立期間当時、B 社は厚生年金保険の適用事業所として記録されていないこと、ii) 申立人に係る A 社及び B 社における雇用保険の被保険者記録が確認できないこと、iii) 申立人は申立期間に国民年金の保険料を納付していることから、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立人の妻の証言書を提出しており、その証言書には、「給料明細書からは、税金、失業保険及び厚生年金保険料が控除されていた。」と記載されている。

しかし、B 社の同僚は、「申立期間当時、申立人は B 社に勤務していたが、B 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないと思う。」と証言している。

また、A 社の複数の同僚は、「当時、集配人や歩合制の得意先開拓人等は、本人の希望により厚生年金保険の加入を検討する場合もあったが、通常は加入していなかった。申立人の厚生年金保険の記録が無いのは、このような事情ではないか。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月頃から 49 年 2 月頃まで
A 市 B 区 の C 社 で配達業務をしていた。当時の給料及び厚生年金保険料についての記憶は無いが、勤務していたことは間違いない。
調査して厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社の所在地、業務内容及び同僚の氏名を記憶しているものの、同僚に照会しても、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、同社は昭和 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れず、申立てに係る状況を確認できない。

さらに、同社が加入していた D 厚生年金基金においても、申立人の申立期間の加入記録は確認できない。

加えて、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。